

第72号議案

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部改正について

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年8月25日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の一部を改正する条例

豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例（平成26年豊川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 ミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 市民ギャラリー、会議室、和室、実習室及び心々庵 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第5条 ミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 市民ギャラリー、会議室、和室、実習室及び茶室 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) (略)</p>

改正後		改正前						
別表第1 施設使用料 (第13条関係)		別表第1 施設使用料 (第13条関係)						
ア (略)		イ 展示施設以外の許可施設						
基本 利用 区分 施設 の 名 称 (略)	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日		
	心 々 廳	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	2,700
茶室		3,590	4,500	6,290	8,090	9,710	2,700	9,710
立札 座	1,980	2,630	3,300	4,610	5,930	7,120		
備考 (略)		備考 (略)						

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月20日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市桜ヶ丘ミュージアム条例の規定による立礼席の使用料の徴収に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、豊川市桜ヶ丘ミュージアムの茶室の改修整備により立礼席が増築されることに伴い、立礼席の使用料を定める等の措置を講ずる必要があるからである。